

「自治体システム等標準化検討会分科会」

第 10 回議事概要

日 時：令和 3 年 6 月 16 日（水）10 時～12 時・13 時 30 分～15 時 30 分

場 所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長

渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課長

千葉 大右 船橋市情報システム課課長補佐

摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長

坪田 充博 日野市企画部情報政策課長

向山 泰晴 藤沢市総務部情報システム課長

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

松下 大輔 飯田市市民協働環境部市民課係長（代理出席）

平松 弘三 倉敷市企画財政局企画財政部デジタルガバメント推進室主任（代理出席）

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

藤井 敏久 京都府町村会業務課長

押田 格 地方公共団体情報システム機構

住民基本台帳ネットワークシステム全国センター（代理出席）

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構被災者支援システム全国サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室政府 CIO 補佐官

植田 昌也 総務省自治行政局市町村課長

田中 良斉 総務省自治行政局行政経営支援室長

岡地 俊季 総務省自治行政局市町村課企画官

羽田 翔 総務省自治行政局市町村課行政経営支援室課長補佐

影山 直志 総務省自治行政局住民制度課課長補佐（代理出席）

細美 和彦 総務省自治行政局地域情報化企画室 課長補佐（代理出席）

宮島 高德 総務省 情報流通行政局地域通信振興課 主査（代理出席）

【議事】

1. 第6回自治体システム等標準化検討会における主な意見等について
2. 転出・転入手続のワンストップ化に係る転入届の標準化について
3. 印鑑登録システムの 標準仕様書について

【概要】

(意見交換)

1. 第6回自治体システム等標準化検討会における主な意見等について
事務局より資料「住民記録システム標準仕様書の改定に関する第6回検討会での主なご意見等」について説明を実施

Op.1の「マイナポータルとの接続」において、「仮登録を行うことができること」といった修正案が記載されている。転入地の転入予約における指摘であれば、本人が来庁される前は登録不可である状態を「仮登録」と記載しているのか。

○転入地の転入予約における指摘ではなく、転出地の転入届情報連携における指摘である。転出届情報について住民記録システムに登録するためには審査が必要となるため、仮登録情報として取り込み、審査を経て本登録となる仕組みを考えている。ご指摘の通り、転入地/転出地いずれの処理であるかがわかりづらいため、表現を工夫する。

○承知した。転入地における転入予約については可能な範囲で情報連携を実施するという点であっても、IT室とデータ連携における調整をする際に、想定業務フローについてすり合わせをする必要があると考える。

・転入予約について

○転入予約において、マイナポータル側の送付情報や項目の整理のみではなく、自治体の受け入れ態勢を踏まえた業務フロー調整が必要になると考える。マイナポータル上の情報の受け入れ側の業務において認識しなければならないのは、マイナポータルから連携される転入予約についてはあくまで予約情報でしかなく、転出証明書の補足情報とし、この情報のみで処理を完了してはならないという点である。その点を踏まえてIT室との討議に臨んでいただきたい。

○「転入予約」といった言葉の認識を再確認したい。どのように捉えているか。

○2019年度に引っ越しワンストップの実証実験をIT室のワンストップ班とおこなった際の認識では、「転入予約」情報については転出証明書にない情報を補足する情報（プラスアルファの情報）と考えてい

る。例えば、予約日時や届出人情報などがあたる。資格情報等に関しては転出証明書に存在しているためそちらを参照すべきであることと、本人からの届け出をそのまま反映してしまうと正しい情報が必ずしも入ってこないことから、転入に関する世帯の特定に関することは転出証明書を参照し、届出人として誰が来庁するのか等の補足情報のみを転入予約情報として連携するものと整理した上で実施した。

- 「転入予約」の言葉の定義について、認識は合致しているか。
- 特に IT 室として「転入予約」の言葉の定義に考えがあるわけではない。関係者内で名称の定義や業務フローの想定が異ならないよう、すり合わせをしながら連携を検討したい。
- 「転入予約」については指摘のとおり、あくまで転出証明書の補足情報であると想定している。関係者内で認識齟齬が発生しないよう、表現を工夫する。
- Op. 3 において、マイナポータルにて実施した転入予約が転入地に連携されると想定している。その後の後続作業についても情報が連携されるとイメージしていたため、支援措置の対象の方の情報についてどこまで連携していいのかについて検討が必要であると考えていた。ただ、先ほどの討議内で転入予約はあくまで予約情報であり、転入届ではないため、支援措置対象者の情報は連携がされないという内容を理解した。
- 転入予約については他業務システムに連携されないが、転出証明書に関しては他の業務システムへの連携も考え得るため、転出証明書情報の精度を上げるなどの工夫は必要だろう。

・提出された情報が正しくない場合の対応について

- 転出手続きを完了した住民の中で、転入予約に入力された転入先が正しい自治体でない場合があると考え。その場合、どのような情報のやり取りが考えられるか。
- 指摘のとおり、転入予約に記載した転入自治体が正しくないケースは想定される。転入予約がされた自治体へ転出証明書情報が連携されるが、本人が来庁しない場合には住民記録システムに本登録せず、転出証明書情報は一定期間で削除することを政令で定める想定である。また、正しい自治体においては転出証明書情報が届いていないため、現状の特例転入と同様、本人が持参したマイナンバーカードを用いて転出地に転出証明書情報を請求する形式になると考える。
- 転出届で新世帯主など必須項目の記載漏れがあった場合、どのような対応が必要になるか。

○必須項目の記載漏れがあった場合は、自治体窓口にて確認いただいた上で本登録となる。

・住民からの申請方法について

○転入予約と転出届情報と、住民からの申請情報が 2 種類必要である
と考える。マイナポータルにおいて、当該情報は 2 回に分けて申請する
必要があるか。もし 2 回に分けて申請しない場合、p. 3 の図において
転入地への情報連携があるように記載してよいと考える。

○マイナポータル内における住民の手続きにおいて、転出届の情報と
転入予約の情報は同時に入力できる形式を想定している。その上で、
転出地には転出届情報、転入地には転入予約情報と、それぞれに必要な
情報が連携されるように仕組みを構築したい。ただし、p. 3 の図に
おいて、転入予約情報については住民記録システムに取り込む情報
ではないため、現状の記載となっている。

・一部転入における対応について

○転出情報を自動で取り込むということだが、一部転入（=世帯主がす
でにいてところに転入をする）も同様に可能であるという考えか。

○現場として、現在どのように処理をおこなっているか。

○現在は、転入届が提出された際に同一世帯なのかを確認して入力処
理は実施している。

○転入地で届出人への確認が必要であるため、「仮登録」といった処理
の実施可否を含めた検討が必要になると理解した。「仮登録」が不可
能な場合についての対応を検討する必要がある。

・「仮登録」ステータスについて

○現在、「仮登録」という仕組みがなく、そのままデータベースに直接
登録をおこなっている。どのような状態が「仮登録」であるかを確認
したい。

○当市では、住民の方から提出いただいたものを必要に応じて職員が
修正しつつ入力することを「仮登録」といい、別の職員や管理職が確
認して「本登録」としている。標準仕様書における「仮登録」は、住
民から提出された情報をそのままシステムに登録することを指して
いるのか。

○「仮登録」は住民の方が入力された情報をそのままシステムに取り込
むことである。自治体により「仮登録」の表現の揺れがあることは確
認したため、表現は工夫したい。

○標準仕様書において「仮登録状態」とは、異動情報がシステムに入

力され、その内容がいったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中のため決裁に至っておらず、法上、住民票（原票）にまだ記載されていない状態のこと」と定義をしている。未審査・決裁に至っていない情報を指す。

2. 転出・転入手続のワンストップ化に係る転入届の標準化について 事務局より資料「転出・転入手続のワンストップ化に係る転入届の標準化」について説明を実施

○転入届の標準化することについては異論がないと認識した。次回の分科会において転入届の様式について議論したい。

・DV 支援措置の情報連携について

○支援措置の関連において、前自治体で支援措置を講じており、引き続き転入地でも措置を続けたいという要望が考えられる。支援措置を講じていた情報などについて様式中に含めるといったことを検討いただきたい。DV 等支援措置の情報については転出証明書情報には含まれない。現状住基ネット回線でそのまま伝わるわけではなく、自治体間で電話でのやりとりをしていると認識している。当該情報の取り扱いについてどのように今後おこなうかは意見をいただきながら検討したい。

・後方業務への連携等にかかるデジタル化について

○現在の考え方として、後方の業務に連携する際には紙の様式を作っているが、国として行政手続きのオンライン化を推進していく方針があることや後方のシステムについても電子申請が検討されていることなどを踏まえ、転入情報を連携し後方の業務の申請書を廃止することを検討してもよいと考える。今すぐには難しいかもしれないが、将来的には意識することが必要だと考える。

○後方手続きも含めてどのように連携するのかについては IT 室にて検討される想定である。

Op. 6 の④「タブレット等の画面で入力する」案について、デジタル上で転入届の作成を実施したいというご意見だと考える。事務処理上紙で出すことを可能とすることに異論はないが、今後、フルデジタルを目指すとなった場合には制度の立て付けを示していただきたい。紙が前提ではなければ、後方業務を含めて本人からどのように情報を聞き渡すのか等、市町村の事務も踏まえた整理が必要と考える。

○後続処理までデータで連携できるという仕組みができれば自治体も楽になるという考えで p. 6③「データで保管する」案や④「タブレッ

- ト等の画面で入力する」案を提示した。書面が必要であるといった法令の立て付けを踏まえて今後整理をしていければよいと考える。
- 住基法施行令において、国保の関係の届け出をするときには保険証を提出することが必要であると記載がある。一方住民から「役所で情報を把握しているのでは」との声をいただくことがあり、データ連携することで改善できるのではないかな。
 - 最終目標は住民記録システムが関連する他業務すべてがオンライン化できることと考えたい。今回の転出転入のみであれば、マイナンバーカード所持者の特例転入を少し拡張したのみになってしまう。総合窓口制度がスタートした際には反対があったが、市民から喜びの声が上がった。住民に二度手間をかけさせないよう、マイナポータルで総合窓口の役割が代替できるような施策を検討する必要がある。
 - 現状の法制度においては紙が必要であるとされているが、今後リモートでの確認の是非についても検討が始まると考える。フルデジタルで業務が完結するという仕組みも着地点として設定したほうがよい。
 - 転入予定地に連携されるデータを受領側の裁量で事前に後方業務へデータ連携することについても標準仕様書において禁止せず、許容する方向で整理いただきたい。
 - 当市では、他の業務システムに情報を連携する方式は夜間のバッチ処理としている。リアルタイムとした場合、市民課で異動届の決裁を終わらせないと連携ができないため、繁忙期での対応が難しいという理由である。他の業務システム連携をおこなうとした場合も、例えば「仮登録」の状態で連携するか否かといったような運用の部分を含めた検討が必要であると考えている。
 - デジタル化の意見を出した経緯としては、窓口で転入届を作成した際にデジタル化ができたかと考えていたことからである。転入届を出す際には情報の正確性を市町村窓口で対面での確認が必要であるため、マイナポータルなどのオンラインでは完結しないと考える。
 - 同様の考えである。対面での手続きは重要であると認識している。対面にて手続きをおこなう場合でも、届出書が紙媒体ではなくデジタル化されればよいという意見である。
 - 国としてデジタル化を進めていく流れはあるため、オンラインにて実施可能な手続きはオンラインで行う前提とする。一方で、別途転入届のオンライン化の可否については住民制度課の検討会において整理している最中だが、転入届については本人の実在性の確認が必要であるため、対面処理が必須だと整理している。今後議論の流れも見ながら、対面とデジタルの処理について明確に定義する必要がある

と考える。全体を 1 つの窓口やマイナポータルにおいてまとめて実施することの具体的な形式に関しては、住民記録システムのみではなく全体にかかわることのため、IT 室中心に連携しながら検討を進める。

- IT 室にてデータ要件・連携要件については 4 月から検討を開始している。フルデジタル化やデジタル 3 原則に基づいた内容についても標準仕様の中に盛り込みができないかということも含めて検討をおこなっている。連携要件の中では住民の方に入れていただいた情報を他の業務システムに使用できるという内容で検討を始めている。IT 室内にて検討している内容を今後の検討会において紹介するため、その際に構成員の意見をいただきたい。
- 大前提は現行法令をベースにして仕様書を検討しているが、デジタル化については貴重な意見である。いただいた意見のとおりデジタル化というのは①紙をやめてデジタル化していく②オンライン化していくという 2 段階があると考える。この取り組みは慎重にかつスピード感をもって執り行う必要がある。IT 室および住民制度課と連携して検討するかたちとなるが、最終的には法令を修正する必要があるという大きな論点となる。仕様書の作成においては、まずはできるところから着手し、法令の改正等に併せて段階的に更新していくことを想定している。

3. 印鑑登録システムの 標準仕様書について

事務局より資料「印鑑登録システムの標準仕様」「印鑑登録システムの機能要件案等」について説明を実施

・「印鑑登録原票」について

- 「印鑑登録原票」の定義を確認したい。データとして登録されたものを指すか。
- 基本はデータベース化していく方針ではあるが、紙で管理している自治体もあるため、データベースを基本とし、紙は補助的な立場となる想定である。
- 平成 2 年通知における「留意事項」があったため、質問をした。ただし、いただいた意見同様、データがよいと考える。

・2.1.3「基本検索」

- ベンダより「過去の情報を検索に使用することは一般的ではない」と意見をいただいている。実際の自治体業務として、過去の情報の検索は不要かについて伺いたい。

- 住民票を照会した履歴も、過去のデータについても同様の形式で表示される仕組みになっている。ただし、印鑑登録システムにおいては、必須とはいえないと考える。
- 印鑑登録システムはサブシステムではあるが、住民記録システムと足並みをそろえる必要がある。標準化が検討されている 17 業務のシステムにおいて、検索などの基本的な機能においては要件を合わせるべきだと考える。過去の履歴情報については、印鑑を廃止して登録するケースにおいて非常に多く使用する。
- ワンストップなどの仕様を考えると、検索条件は標準的なものをして、統一すべきと考える。

・ 3.1 「異動・交付・照会抑止」

- 交付抑制は厳しい設定で統一するとよいと考える。また、設定・解除を印鑑登録システムにて管理するのか、住民記録システムから引き継ぐのかについてもフローを明確にすべきと考える。
- 支援措置については自治体によって抑止の程度は様々である。厳しい交付抑制を設定することには同意だが、その抑制をどこまで使用するかということはパラメータ制御をおこない、ある程度柔軟に対応可能とすることがよいと考える。
- 現行システムにおいては住民記録システムにて抑止をかければ他のシステムにおいても同様にかかるようになっている。印鑑登録証明書を出力したい場合は住民記録システムで抑止を外してから印鑑登録証明書を発行するフローになっている。ただし、印鑑登録証明書に記載されている住所が正しくないと発行するものではないため、印鑑登録システムにおける抑止については必須とはいえないと考える。
- DV 等支援措置については必要ではないかと考える。印鑑登録システムだけで抑止をかけるものではなく、住民記録システムから連携された上で、印鑑において個別に抑止を外す、メモを残すといった機能を想定している。これら機能を 3.1 「異動・交付・照会抑止」にて定義するものだと考える。
- もともと印鑑登録システムは住民記録システムと一体であるケースが多いため標準化の実施が検討されてきた。DV 等支援措置についても住基から連動させることが望ましいと考える。
- 抑止設定は集中管理が望ましい。設定は当然ながら、解除の扱いにおいても整理が必要と考える。
- 住民記録システムが関係する分野については本検討会にて検討をすべきと考える。一方、システム間のデータ連携については内閣官房にて検討をおこなう。当該情報の連携については内閣官房において議

論をおこないたい。

- 住民記録システムの仕様書 1.0 版においても抑止設定については「宛名システム等に連携すること」と記載があるため、住民記録システムからシステム連携をすることになるかと思うが、どこまでの範囲で DV 支援措置が必要になるのかは IT 室にて議論いただきたい。

・ 4. 6. 1 「印影読込」

- 住民記録システムと統合されていることが多いため問題はないかと考えるが、住民記録システムとのリアルタイム連携が必要である。
- 「抹消」の項目においても記載があるが、住民記録システムにおいて内容が変更された場合は、印鑑登録システムにも連動する仕組みを検討している。
- システムの中で印影比較するのであれば、解像度については「XXdpi 以上」といったように「以上」と指定するのではなく、一定の解像度で指定すべきだろう。大きさを含め同条件で登録する必要があると考える。
- 転出時の消除などの運用はフローとして整理すべきである。
- 画像補正機能や印影の氏名区分については管理する必要があるのではないか。
- 補正（4. 6. 1）について、印影の氏名区分（1. 1. 1）についても、管理内容として盛り込んでいる。

・ 6. 2. 3 「住民記録連動抹消」

- 印鑑に記載されている内容が下の名前のみであるケースにおいて、結婚などで氏だけ変わる場合には印鑑登録の抹消をしない自治体もあると考えるため、連携の方法については検討する必要がある。日野市の場合、転出等で住民記録システムにおいて消除されたケースは夜間バッチで連携し、印鑑登録システムも同様に抹消するが、氏名変更においては注意喚起のリストを出力し、印鑑登録システムへ直接連携させず、リストをもとに印影を見て人手判断をし、抹消している。

・ 7. 1. 1 「印鑑登録証明書交付」

- 現在使用しているパッケージにおいては、性別表記の出力をパラメータ設定できる。指定方法は 2 段階になっており、1 段階目は性別欄の有無を自治体ごとに選択をする制御である。そのため、性別欄なしの場合は全住民に対して性別表記をおこなわない。一方性別欄ありを選んだ自治体は、2 段階目の指定方法として、希望しない住民に対

して「省略」と印字をしている。「(空欄)」などの表現も考えられるが、空欄の場合、印字漏れの疑義が生じる可能性がある。逆に「*」「—」「省略」の場合は証明書の利用先に性について違和感を与えるなどのリスクが介在するが、苦肉の策として「省略」と印字している。パラメータ制御について、1段階目である自治体ごとの選択までの機能なのか、2段階目である個人ごとに可変とする機能も設けるのかについて検討する必要があると考える。また、2段階目の機能を設ける場合、印字文字そのものまで議論すべきではと考える。個人的には、印鑑登録証明書における性別表記は削除と統一とするのも1つの考えだと思える。事務処理要領では男女の別を記載するとなっているが、その後の通知では男女の別を記載しない取り扱いは差し支えないとされている。

- 性別欄は現在の事務処理要領を前提とすると、パラメータで選択できる方法がベースだと思える。欄を削除するという方向も考えているが、全国の状況を調査しないとわからないため、パラメータというかたちで全国照会をかけて反応を見たいと考える。様式については今後考える必要があるが、パラメータで性別記載を「なし」とした自治体においては性別欄を削除した様式が最適だと思える。パラメータで性別記載を「あり」とした上で記載内容を掲載しない場合の印字内容については、各自治体の判断によるところかと思える。

・7.1.6. 「電子申請」

- 電子申請についてこういった場面で使用する想定か、例をご提示いただきたい。
- もともとは他の証明書と一緒にの取り扱いで電子申請ができることといった規定のもとにできた項目だが、今後はマイナポータルを使用した申請に移行していくと考える。この部分について、事務処理要領に記載があるが、実際に自治体でおこなっているところを把握していないため、今後確認する。
- 自動交付機やコンビニ交付について、識別者証による申請で、電子申請と別のものであるため分けて考える必要がある。

・8.1.1. 「印鑑登録証」

- 印鑑登録証をマイナンバーカードで代用するか、併用するか議論があると思える。マイナンバーカードを先行して利用している例として、図書館カードをマイナンバーカードとしているケースがある。3つの異なる方式が存在している。①マイナンバーカードの中にカードを識別するアプリを空き領域にインストールして使用方法。

- ②マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のシリアル番号を識別子として使用する場合。③②から払い出したマイキーIDを使う方式。今回の仕様の想定としては、何を想定しているか。
- 今後再整理する必要があると考えているが、マイナンバーカードを利用する場合は利用者証明用電子証明書を使用する方式が最適であると考えている。①のアプリ方式はコストもかかるため実施できない自治体もいるかと考えている。
 - 今後検討をおこなう旨承知した。シリアル番号を使う場合は先ほど提示した②③にあたると思うが、②の場合は5年ごとに更新が発生するためそれが課題になる。③はIDを振り出すため証明書が更新されてもIDは引き続き使用できるという仕様のためこの辺りを比較検討いただきたい。
 - 現在の事務処理要領においては②シリアルを使用したかたちのみ記載されている。
 - 申請書で印鑑登録証明書を出す場合、マイナンバーカードの券面情報入力補助機能を使うのかについては、今回想定しているか。
 - 今のところ想定していない。
 - 印鑑登録証において、すべてマイナンバーカードに切り替えになるのか、現時点で印鑑登録証として使用しているものと併存させるか。
 - マイナンバーカードに統一するのは難しいと考えている。これまでの運用では、印鑑登録証を所持していれば印鑑登録証明書を出力できたが、マイナンバーカードを印鑑登録証とする場合は基本本人しか出力できないという仕組みとなってしまうため、併用にせざるを得ないと考えている。さらなる検討が必要だが、現時点では印鑑登録証明書を出力できるのは本人だけでよいという方のみ、印鑑登録証をマイナンバーカードにする想定である。
 - マイナンバーカードを交付された方において印鑑登録証を解消するのか、またマイナンバーカードを紛失した方は印鑑を廃止する必要があるのかといったことが懸念であった。
 - 現にマイナンバーカードを印鑑登録証として運用している自治体も存在するため、自治体間で連携いただきたい。
 - 本来ならばマイナンバーカードに統一すべきだが、印鑑廃止の潮流を踏まえ、印鑑登録制度そのものの寿命は短いと考えた場合、必要以上に追加投資せず、現状のカードを継続することも一案と考える。

以上